

鹿 児 島 県 公 報

令和 7 年 3 月 28 日（金）第 603 号の 21



発 行 鹿 児 島 県
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課
定 例 発 行 日 （ 毎 週 火 ， 金 ）

目 次

（※については例規集掲載事項）

ページ

規 則

- 鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則（※）（人事課取扱い） 1
○鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則（※）
（人事課取扱い） 1

訓 令

- 職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程の一部を改正する訓令（※）
（総務事務センター取扱い） 2

人 事 委 員 会 規 則

- 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正す
る規則（※）（職員課取扱い） 3

規 則

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第44号

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則の一部を改正する規則

鹿児島県職員の初任給調整手当支給規則（昭和36年鹿児島県規則第119号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第3号中「条例第10条の2第1項の知事が人事委員会と協議して定める」を「鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和7年鹿児島県規則第37号）による改正前の鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則（昭和46年鹿児島県規則第7号）（以下この項において「旧地域手当規則」という。）の別表に掲げる」に改め、「（同項の知事が人事委員会と協議して定める公署を除く。）」を削り、「同条の規定による」を「旧地域手当規則第3条の規定により」に、「若しくは6級地とされる」を「，6級地若しくは7級地とされていた」に改め、同条第3項中「前2項」を「前項」に改める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

.....

鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

鹿児島県規則第45号

鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則

鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則（令和2年鹿児島県規則第37号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「次の各号に掲げる適用給料表の種類に応じて、当該各号に定める」を「高校卒の」に改め、同項各号を削る。

第 4 条中「前条第 1 項各号」を「前条第 1 項」に改める。

第 9 条第 2 項中「職員給与条例」を「鹿児島県職員の給与に関する条例（昭和 26 年鹿児島県条例第 13 号。以下「職員給与条例」という。）」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第 3 条関係）

経 験 年 数 換 算 表

経 歴		換 算 率
国，地方公共団体，旧公共企業体，政府関係機関，外国政府又は民間における企業体，団体等の職員等としての在職期間	会計年度任用職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$
	その他の期間	$\frac{100}{100}$ 以下
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間（正規の修学年数内の期間に限る。）		$\frac{100}{100}$ 以下
その他の期間	会計年度任用職員としての職務にその経験が直接役立つと認められる職務に従事した期間	$\frac{100}{100}$ 以下
	その他の期間	$\frac{25}{100}$ 以下（部内の他の職員との均衡を著しく失する場合は $\frac{50}{100}$ 以下）

附 則

- この規則は，令和 7 年 4 月 1 日から施行する。
- 令和 10 年 3 月 31 日までの間における鹿児島県会計年度任用職員の給与，旅費及び費用弁償に関する条例（平成 31 年鹿児島県条例第 16 号。以下「条例」という。）第 11 条の任命権者が人事委員会と協議して定める地域手当に相当する報酬は，この規則による改正後の鹿児島県会計年度任用職員の給与等に関する規則（以下「改正会計年度任用職員給与規則」という。）第 9 条第 1 項の規定にかかわらず，鹿児島県職員の地域手当の支給に関する規則の一部を改正する規則（令和 7 年鹿児島県規則第 37 号。以下「地域手当改正規則」という。）附則別表に掲げる地域に在勤するパートタイム会計年度任用職員に支給する。
- 前項に規定する報酬の額は，改正会計年度任用職員給与規則第 9 条第 2 項の規定にかかわらず，条例第 8 条の規定による報酬の額と改正会計年度任用職員給与規則第 8 条の規定による給料の調整額に相当する報酬の額の合計額に，地域手当改正規則附則別表に掲げる地域手当の級地の区分に応じて，地域手当改正規則附則第 3 項各号に定める割合を乗じて得た額（その額に 10 円未満の端数があるときは，その端数を四捨五入して得た額）とする。

訓 令

鹿児島県訓令第 1 号

職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県知事 塩田康一

職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程の一部を改正する訓令

職員の扶養親族認定証明資料の指定に関する規程（昭和 26 年鹿児島県訓令甲第 10 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「第 4 条」を「第 5 条」に，「基き」を「基づき」に改める。

第 8 条中「第 5 条第 2 項」を「第 6 条第 2 項」に改める。

附 則
この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

人 事 委 員 会 規 則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

令和 7 年 3 月 28 日

鹿児島県人事委員会委員長 富永信一

鹿児島県人事委員会規則第 3 号

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則の一部を改正する
規則

外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する規則（昭和 63 年鹿児島県人
事委員会規則第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 3 項中「第 14 号第 1 項第 3 号」を「第 14 条第 1 項第 1 号ウ」に改める。

附 則
この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。